

# 八戸市農業委員会9月総会議事録

日時：令和元年9月13日（金）午後1時30分

場所：八戸市庁別館2階会議室C

## 出席委員

農業委員 18名中 18名

1 番 三浦 豊 出	2 番 籠田 悦子 出	3 番 木村 武美 出	4 番 馬場 豊 出
5 番 ー	6 番 内沢 豊 出	7 番 谷地 秀典 出	8 番 村上 正憲 出
9 番 西野 茂雄 出	10 番 明戸 政勝 出	11 番 山内 光興 出	12 番 加藤 浩幸 出
13 番 松橋 剛志 出	14 番 寺沢 和則 出	15 番 赤坂 英夫 出	16 番 阿達 福壽 出
17 番 狛守 文宏 出	18 番 長根 昭男 出	19 番 中村 正記 出	

農地利用最適化推進委員 22名中 21名

1 番 木村 弁一 出	2 番 坂下 彌一 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 澤向 敏一 出	6 番 清川 新一 出	7 番 赤坂 力雄 欠	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橋 由正 出	14 番 荒川 喜一郎 出	15 番 高橋 勝男 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 金谷 由松 出	18 番 坂 文雄 出	19 番 松倉 賢六 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

## 職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農政GL）村上 司、農地GL 川名 雅之、  
主幹 大里 知矢、技師 深堀 成美、技能技師 小笠原 衛、主事 寺地 圭次

上村事務局長

それでは、総会を開会いたします。

本日は、赤坂力雄推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

上村事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第 43 号、令和元年度第 6 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきまして、農業委員が当事者となっている事案があり、議事参与の制限に該当いたしますので、加藤委員は、当該事案の説明の際、会長の案内により御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

上村事務局長

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

皆様お疲れ様です。二、三日前まで真夏で、一気に秋が来たという感じで温度差が大変な状況ですが、皆様はここに元気に出席しているようですので、元気に農業委員会憲章を唱和しましょう。

**【憲章唱和】**

上村事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。先程も話がありましたが、9月になっても暑い日が続き、農作業には厳しい状況になっておりますが、ここ二、三日良くなってきたかなと思います。今日の新聞には米の概算金が載っていましたが、昨年より 200 円アップするというので、少しでも上がってくれば助かりますけれども、それより経費が増えているのではな

いかなと思っております。

来週には稲刈り作業に入る農家さんもいらっしゃるようで、とにかく、事故や怪我のないように気をつけて作業を行っていただきたいと思います。また、毎日のように報道されておりますけれど、台風 15 号の影響で停電や断水など被害に遭われた方に早く元の生活に戻るよう願うばかりでございます。では、本日の議事についても慎重に審議をしていただきますようよろしくお願い致します。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、4 番 馬場 豊 委員、19 番 中村 正記 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 42 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

清川委員

清川から報告いたします。去る 8 月 28 日、西野農業委員と市庁本館地下会議

室におきまして、資料1 ページ番号 30 番を調査してまいりましたので報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 30 番

調査には、両者とも本人が出席しました。受人と渡人の関係は他人とのことです。態様別は賃貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、にんにくです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は4 km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験は7年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女2人で、うち兼業者が男1人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター、動力噴霧器を各1台所有しており、軽トラックを受人が経営する会社から借用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

下館委員

下館から報告いたします。去る8月28日、西野農業委員と市庁本館地下会議室におきまして、資料1 ページ番号 31 番を調査してまいりましたので報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 31 番

調査には、両者とも本人が出席しました。受人と渡人の関係は知人とのことです。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は3 km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。農業経験は13年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男4人、女4人で、うち農業専従者は男2人、女2人

です。農機具保有状況は、トラクター、耕運機を各3台、トラックを2台、草刈機を1台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第43号、令和元年度第6号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、加藤委員が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間、加藤委員は退室願います。

(加藤委員退室)

会長

それでは、まず、加藤委員が当事者となっている事案について、事務局から説明願います。

大里主幹

事務局の大里から、議案第43号、令和元年度第6号八戸市農用地利用集積計

画の決定についてを御説明いたします。

資料3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借1件、使用貸借5件の計6件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手2名、貸し手6名で、利用権設定面積は68,702.48㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

それではまず、加藤委員が関係する事案を説明いたします。

資料3ページ、番号1番、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間105,000円でございます。

公告年月日は、令和元年9月19日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

加藤委員の入室をお願いいたします。

(加藤委員入室)

会長	それでは、事務局から残りの事案について説明願います。
大里主幹	引き続き、事務局の大里から説明いたします。資料3ページをお開きください。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。
利用集積2番～6番	番号2番から資料4ページ番号6番までは、あおり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、10年間使用貸借するものでございます。 公告年月日は、令和元年9月19日を予定しております。 以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。  (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。  (なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。
日程第4 会長	次に、日程第4、議案第44号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。  それでは、事務局から説明願います。

大里主幹

事務局の大里から、議案第 44 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを御説明いたします。

資料 5 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は使用貸借 5 件となっております。借り手の人数につきましても 1 名で、利用権設定面積は 56,878.48 m<sup>2</sup>でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおり農林業支援センターですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の農用地利用集積計画、番号 2 番から番号 6 番に関連する事案となります。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画 1 番～5 番

番号 1 番から番号 5 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

については、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。



(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第5  
会長

次に、日程第5、議案第45号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

内沢委員

内沢から報告します。去る8月28日、西野委員と市庁本館地下会議室において、資料7ページ、17番について調査してまいりましたので報告します。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条17番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は知人だそうです。態様別は売買です。転用目的は住宅1棟、小屋1棟を建築です。実施計画は、令和元年11月15日から令和2年4月30日。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可が必要ですが、事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。立地条件は、八戸市立明治小学校から北西側約630mに位置し、宅地に囲まれ、市道に接続しております。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、受人所有の土地がなく、実家近くの土地を検討したところ、申請地しか条件に合わなかったためです。権利調整措置については、要役地役権が設定されておりますが、権利者より、許可日より前に抹消登記を行う旨を申出書により確認しております。年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 6

次に、日程第 6、議案第 46 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

小笠原技能技師

事務局小笠原から、議案第 46 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について御説明いたします。

今年度の荒廃農地調査により、森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地「B分類」と思われる農地について、総会において農地・非農地の判断をしていただき、非農地と決定された土地については、農地台帳からも除き、以後、農地として取り扱わないこととするものです。荒廃農地の判断基準では、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの」とされています。

内容について説明する前に、資料の 9 ページ番号 1 番の地目の農地台帳が畑と記載されておりますが、正しくは雑種地となります。続いて資料の 13 ページ番

号 122 番の地目の農地台帳・登記簿が畑と記載されておりますが、正しくは田となりますので訂正をお願いいたします。

それでは、内容について御説明いたします。資料の 9 ページから 14 ページにわたる荒廃農地関係資料一覧表を御覧ください。今回判断していただく土地は、5 月 10 日から 7 月 19 日までの間に、7 回調査した農地のうち、非農地と思われる土地 148 筆、約 30ha でございます。別冊の現地写真及び位置図とともに御覧ください。

荒廃農地 1 番  
～18 番

番号 1 番から 18 番までは、5 月 10 日に木村武美委員、木村弁一委員、山田委員により現地を調査した土地で、番号 1 番から 3 番は位置図では「A」付近の市川地区で、現地写真は 1 ページの 1 番から 3 番です。番号 4 番から 18 番は位置図では「B」付近の上長地区で、現地写真は 2 ページの 4 番から 6 ページの 18 番です。

荒廃農地 19 番  
～31 番

次に、番号 19 番から 31 番までは、5 月 17 日に加藤委員、田名部委員、田中委員により現地を調査した土地で、番号 19 番から 24 番は位置図では「C」付近の豊崎地区で、現地写真は 7 ページの 19 番から 8 ページの 24 番です。番号 25 番から 31 番は位置図では「D」付近の上野地区で、現地写真は 9 ページの 25 番から 11 ページの 31 番です。

荒廃農地 32 番  
～83 番

次に、番号 32 番から 83 番までは、5 月 31 日に西野委員、赤坂力雄委員、三浦勝浩委員により現地を調査した土地で、位置図では「E」付近の櫛引地区で、現地写真は 11 ページの 32 番から 28 ページの 83 番です。

荒廃農地 84 番  
～108 番

次に、番号 84 番から 108 番までは、6 月 7 日に三浦豊委員、河原木委員、清川委員により現地を調査した土地で、番号 84 番から 87 番は位置図では「F」付近の櫛引地区で、現地写真は 28 ページの 84 番から 29 ページの 87 番です。番号 88 番から 93 番は位置図では「G」付近の櫛引地区で、現地写真は 30 ページの 88 番から 31 ページの 93 番です。番号 94 番から 102 番は位置図では「F」付近の坂牛地区で、現地写真は 32 ページの 94 番から 34 ページの 102 番です。番号 103 番から 106 番は位置図では「F」付近の田面木地区で、現地写真は 35 ページの 103 番から 36 ページの 106 番です。番号 107 番、108 番は、位置図では「F」付近の

根城地区で、現地写真は 36 ページの 107 番、108 番です。

荒廃農地 109 番  
～119 番

次に、番号 109 番から 119 番までは、7 月 5 日に中村委員、下館委員、橘委員により現地を調査した土地で、番号 109 番から 115 番は位置図では「H」付近の是川地区で、現地写真は 37 ページの 109 番から 39 ページの 115 番です。番号 116 番から 119 番は、位置図では「G」付近の是川地区で、現地写真は 39 ページの 116 番から 40 ページの 119 番です。

荒廃農地 120 番  
～137 番

次に、番号 120 番から 137 番までは、7 月 12 日に馬場委員、荒川委員、高橋政典委員により現地を調査した土地で、番号 120 番から 123 番は位置図では「H」付近の是川地区で、現地写真は 40 ページの 120 番から 41 ページの 123 番です。番号 124 番から 126 番は、位置図では「H」付近の松館地区で、現地写真は 42 ページの 124 番から 126 番です。番号 127 番、128 番は、位置図では「I」付近の妙地区で、現地写真は 43 ページの 127 番、128 番です。番号 129 番から 137 番は、位置図では「I」付近の新井田地区で、現地写真は 43 ページの 129 番から 46 ページの 137 番です。

荒廃農地 138 番  
～148 番

次に、番号 138 番から 148 番までは、7 月 19 日に松橋委員、阿達委員、高橋勝男委員により現地を調査した土地で、番号 138 番から 142 番は位置図では「J」付近の金浜地区で、現地写真は 46 ページの 138 番から 48 ページの 142 番です。番号 143 番から 146 番は、位置図では「K」付近の鮫地区で、現地写真は 48 ページの 143 番から 49 ページの 146 番です。番号 147 番、148 番は、位置図では「K」付近の大久保地区で、現地写真は 49 ページの 147 番、50 ページの 148 番です。

以上、御説明いたしました土地は、いずれも森林・原野化が著しく農地への復元は困難な土地との意見でした。つきましては、この 148 筆の土地について、非農地として判断することをお伺いするものです。なお、今回、非農地と判断された土地につきましては、農地台帳上、非農地として取り扱われますが、登記簿上の地目につきましては、所有者が変更登記をする必要がある旨申し添えます。

また、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には、日頃お忙しい中パトロールに参加していただきましてありがとうございました。荒廃農地のパトロールについては、これからもよろしく願います。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は非農地として判断することに決しました。

日程第7

次に、日程第7、報告第41号、農地法第3条の3の規定による相続等届出に

会長

ついては、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、相続等届出の8月分でございます。

資料の15ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料15ページ番号65番から資料18ページ番号73番までの計9件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、番号69番の1件でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第8、  
日程第9  
会長

次に、日程第8、報告第42号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第9、報告第43号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、市街化区域内的の4条、5条届出の8月分でございます。

まず、4条につきまして御報告いたします。資料の19ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条26番

番号26番、転用目的は駐車場でございます。

4条27番

番号27番、転用目的は物置1棟建築でございます。

4条28番

番号28番、転用目的は駐車場でございます。

次ページをお開き願います。

4条29番

番号29番、転用目的は事務所1棟建築でございます。

4条30番

番号30番、転用目的は資材置場でございます。

続いて、5条につきまして御報告いたします。資料の21ページをお開き願います。譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条135番

番号135番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 136 番	番号 136 番、転用目的は建売住宅 2 棟建築でございます。
5条 137 番	番号 137 番、転用目的は宅地分譲でございます。 次ページをお開き願います。
5条 138 番	番号 138 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条 139 番	番号 139 番、転用目的は駐車場でございます。
5条 140 番	番号 140 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 141 番	番号 141 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 142 番	番号 142 番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。
5条 143 番	番号 143 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 144 番～146 番	番号 144 番、番号 145 番、番号 146 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 147 番	番号 147 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 148 番	番号 148 番、転用目的は駐車場でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。  (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 10 会長	次に、日程第 10、報告第 44 号、農地改良届出についてを議題といたします。 事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。

資料の 27 ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

改良届出 7 番

番号 7 番、着工年月日は令和元年 9 月 1 日で、使用する土の採取場所は下長二丁目 17-6 とその他とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和元年 8 月 8 日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後 2 時 15 分)